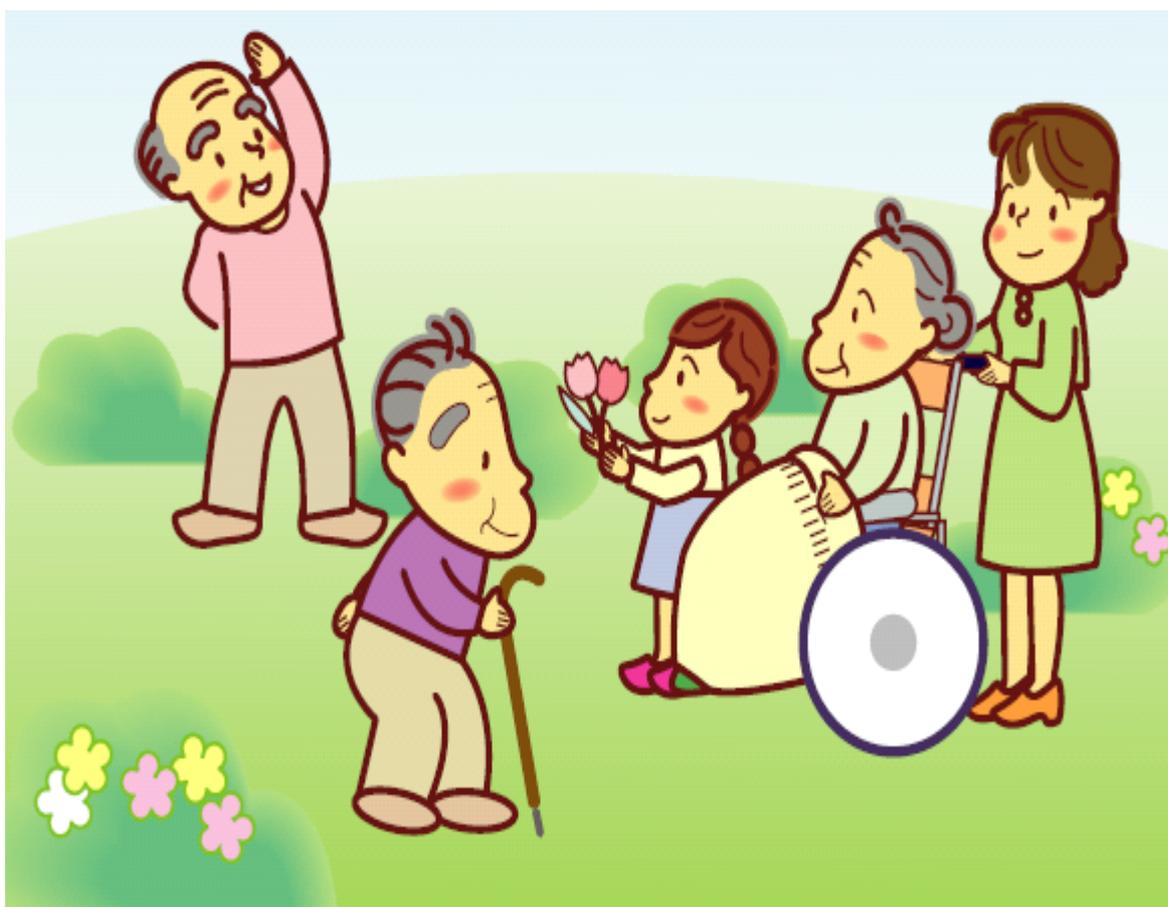


介護予防支援 重要事項説明書(兼契約書)

令和7年4月版



誠和荘居宅介護支援事業所

第1部 重要事項説明書

1 介護予防支援の目的

介護予防支援は、お客様の心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画を作成し、作成された介護予防サービス計画に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 事業所の概要

法人の名称	社会福祉法人 八起社
法人所在地	名古屋市天白区植田山二丁目101番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 長谷川 弘之

事業所名	誠和荘居宅介護支援事業所		
所在地	名古屋市天白区植田山二丁目101番地		
電話番号	052-781-2859	FAX番号	052-781-3078
所長	加藤 仁		
管理者(主任介護支援専門員)	篠原 信秀		

職員体制

区分	専任	兼任	主な職務内容
所長	__名	1名	代表・法人事業総括
管理者 兼 主任介護支援専門員	1名	__名	介護予防支援業務の総括・困難事例等 個々の介護支援専門員支援・事業所の 体制管理・地域連携とコミュニティ確立支援
介護支援専門員	1名	__名	介護予防支援業務企画調整・実施、 給付管理、認定調査員業務

営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで ただし、国民の祝日及び年末年始を除く
営業時間	午前8時35分～午後5時20分まで。但しお客様のニーズで夜間対応のため、週1～2回1～2時間程度、業務開始時間を遅らせる事があります。

3 業務の流れ

<p>①重要事項説明書（兼契約書）の説明</p> <p>重要事項の説明を行い、契約を締結します。「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を市へ届け出ます。なお、手続きの為、介護保険被保険者証をお預かりします。</p>
<p>②状態の把握（アセスメント）</p> <p>認定調査結果、主治医意見書、基本チェックリスト及び基本情報（わたしのカルテ）などを基に、担当職員がお客様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。</p>
<p>③介護予防サービス・支援計画原案の作成</p> <p>アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。介護予防サービス事業者等を選定していただきます。</p>
<p>④サービス担当者会議の開催</p> <p>関係する介護予防サービス等担当者を集め、介護予防サービス・支援計画原案について検討します。お客様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。</p>
<p>⑤介護予防サービス・支援計画書の交付</p> <p>検討された介護予防サービス・支援計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。</p>
<p>⑥介護予防サービスの提供</p> <p>介護予防サービス・支援計画に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス事業者等より提供されます。（別途各介護予防サービス事業者等との契約が必要です。）</p>
<p>⑦状況の把握（モニタリング）</p> <p>介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はご自宅を訪問させていただきます。サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。</p>
<p>⑧給付管理</p> <p>支給限度額の管理に必要な介護予防サービス等の利用実績を確認します。</p>
<p>⑨費用の請求</p> <p>介護予防サービス・支援計画の作成にかかる費用の請求事務などを行います。</p>

※その他、業務のより詳しい内容について説明を受けたい場合については担当職員にお気軽に申し出ください。

4 利用料金

介護予防サービス・支援計画作成業務については介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。その他の所定の書類提出についての注意事項は下記のとおりです。

要介護認定等の代行申請	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の届出	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。

※ ただし、介護保険料を滞納していると、国が定める金額をお支払していただくことがあります。

介護予防支援費（Ⅱ） 5,215円 初回加算 3,315円

5 相談窓口・苦情窓口

お客様に提供した居宅介護支援に関する苦情及びサービス利用票（居宅サービス計画）に基づいて提供した介護サービスの苦情は、次のところまで遠慮なくご連絡ください。

当施設における苦情受付	苦情受付担当者 誠和荘 福祉部長 伊藤 彰記 受付時間 午前8：35～午後5：20 (ただし、土、日、国民の祝日等を除く) 苦情受付方法 電話・FAX・面接 電話番号 052-781-2859 FAX番号 052-781-3078 ※ なお、直接第三者委員（中立・公平に調査を行う委員）に申し立て方法もあります。詳細については、お問い合わせ下さい。
行政機関その他苦情受付機関	① 天白区役所福祉部介護福祉課介護福祉係 所在地 天白区島田二丁目201番地 電話番号 052-807-3894 受付 原則として毎週月曜日～金曜日 8：45～17：15
	②愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 電話番号 052-212-5515 受付 原則として、毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
	③愛知県国民健康保険団体連合会 (苦情内容は、介護保険サービスに関するものに限ります。)

	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号
	電話番号	052-971-4165
	受付	原則として、毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

6 緊急時の連絡先

誠和荘居宅介護支援事業所は、介護予防支援の実施に際してお客様の体調の急変等必要な場合には、すみやかにご家族への連絡その他の適切な措置を行うとともに、法令に基づき名古屋市その他関係機関への報告を行います。

7 賠償責任について

- ① 介護予防支援の提供に伴って、誠和荘居宅介護支援事業所の責めに帰すべき事由により、お客様又はそのご家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。
- ② お客様又はそのご家族等が、自らの責めに帰すべき事由により、誠和荘居宅介護支援事業所の従業員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当の範囲内においてその損害を賠償していただきます。
- ③ その他紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所をもって第一管轄裁判所とします。

8 秘密の保持

- ① 誠和荘居宅介護支援事業所は、その従業員ないし業務委託先が、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ② 誠和荘居宅介護支援事業所は、その従業員が、退職後、在職中に知り得たお客様又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ 誠和荘居宅介護支援事業所は、お客様の個人情報を通常業務以外の目的で用い、あるいは第三者に提供する場合には、お客様の同意を得ることとします。ただし、誠和荘居宅介護支援事業所は法令上定めのある場合やお客様又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要範囲内で、個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとします。
- ④ 誠和荘居宅介護支援事業所が介護予防支援業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して介護予防サービス・支援計画を交付します。
- ⑤ 誠和荘居宅介護支援事業所は、緊急時・災害時において生命・身体の保護のため、お客様の安否確認を、行政等に提供することができるものとします。

9 連絡について

お客様が、要介護認定の（変更）申請、基本チェックリストによる判定、住所の変更、介護保険施設・病院・有料老人ホーム等への入所・入院を行う場合は、誠和荘居宅介護支援事業所に対し、速やかに連絡してください。

10 介護予防サービス事業所等の紹介等について

介護予防支援の実施にあたって、お客様は、誠和荘居宅介護支援事業所に対して複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス事業者等について、その位置付けた理由を求めることができます。

（第1部以上）

第2部 契約に関すること（重要事項説明書以外の部分）

【記載内容】

甲（ <input type="text"/> ） 乙（誠和荘居宅介護支援事業所）
--

（契約期間）

第1条

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から甲の要支援認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日の7日前までに、甲から更新を行わない旨の意思表示がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 乙は、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要支援状態区分、要支援認定の有効期間、認定審査会意見、事業対象者該当状態、事業対象者の有効期間を確認します。そのため、甲は、乙が求めるときは、乙に介護保険被保険者証を提示します。
- 4 契約期間中に甲の計画が変更され、介護予防ケアマネジメントとなった場合は、介護予防支援の対象外となるため、甲が介護予防ケアマネジメントの対象となっている期間は契約を一時中止し、甲の住所地管轄のいきいき支援センターとの契約に移行となり、再び介護予防支援に変更された際は契約を再開するものとする。

（要支援状態等の悪化に係る援助）

第2条

- 1 乙は、甲の要支援状態が明らかに悪化した場合、または甲が希望する場合には、要介護認定等の申請および介護保険施設等の選定・入所について、円滑に行われるように援助します
- 2 乙は、前条の場合で甲が希望する場合は、要介護認定等の申請を甲に代わって行います。
- 3 乙は、甲が要介護認定を受けた場合には、甲のために、乙が有する甲に係る情報を提供するなどして、指定居宅介護支援事業者との連携を図ります。

（協力義務）

第3条

- 1 甲は、乙が甲のために介護予防支援の業務を遂行するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。
- 2 指定介護予防サービス等にあたり、甲が正当な理由なくその利用の指示に従わず、その要支援状態等の程度を増進させた場合、あるいは偽りその他不正の行為により保険給付の支給を受け又は受けようとした場合には、乙は

名古屋市に対し、その旨報告することがあります。

(記録の整備・開示義務)

第4条

- 1 乙は、甲の介護予防サービス・支援計画、その実施状況に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間これを保存します。
- 2 甲は、いつでも前項の記録を閲覧ないし謄写することができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、乙は記録の閲覧ないし謄写の全部ないし一部を拒否することができます。
- 3 前項の謄写に際して、乙は甲に対し実費相当額を請求することができます。

(契約の終了)

第5条

- 1 甲又は乙が、次の各号(第3号を除く)のいずれかに該当する場合は、本契約は当然に終了するものとします。第3号に該当する場合は、乙が甲に契約を終了することを通知し、契約を終了することができるものとします。
 - (1) 甲が、死亡又は介護保険法施行法第11条に規定する適用除外の施設等に入所するなど被保険者の資格を喪失した場合
 - (2) 甲が、非該当、事業対象者又は要介護の認定を受けた場合
 - (3) 甲が、(介護予防)認知症対応型共同生活介護又は医療施設等に相当期間以上、入所・入院した場合
 - (4) 甲が、(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けた場合
 - (5) 甲が、乙の通常事業の実施地域以外の地域に住所を移転した場合
 - (6) 甲が、介護保険法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者となった場合
 - (7) 乙が、破産又は閉鎖等した場合
 - (8) 乙が、指定事業の指定を取消し等された場合
 - (9) 第1条の契約期間が満了し、更新されなかった場合
- 2 前項の規定により本契約が終了する場合で必要があると認められるときは、乙は、甲または他のいきいき支援センター(要支援者及び事業対象者の場合)、指定居宅介護支援事業者(要介護者の場合)に対し直近の介護予防サービス・支援計画及びその他の実施状況に関する書類を引き継ぐとともに、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

(甲の解約権等)

第6条

- 1 甲は、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。この場合、甲

は、7日以上の予告期間をもって乙に文書で通知するものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 甲は、乙が、介護保険に関する法令及び本契約に定められた介護予防支援を提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、予告期間なく直ちに契約を解除することができます。

（乙の解除権）

第7条

乙は、甲が故意に法令違反ないし著しく常軌を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにかかわらず改善の見込みがないか、人の生命・身体・財産に重大な侵害を及ぼす危険が明らかなきときは、その理由を記載した文書を交付することにより、本契約を解除することができます。

（契約に定めのない事項の処理）

第8条

この契約に定めのない事項が生じたとき、またはこの契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、介護保険法令ないし消費者保護法令その他関係法令に従い、甲と乙とは、お互いに誠意を持って協議して解決するものとします

（虐待の予防）

第9条

事業所はご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています
- （2）虐待の防止のための指針を整備しています。
- （3）従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています
- （4）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
【虐待の防止に関する担当者 福祉部長 伊藤 彰記】
- （5）サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第10条

事業所は感染症の予防及びまん延防止のため、法人内設置の感染対策委員会と連携し定期的に委員会を開催します。感染対策マニュアル（指針）を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的

に実施します。

（業務の継続）

第 1 1 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施・再開するために、業務継続計画を整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的の実施します。また、業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更します。

（身体拘束等の適正化）

第 1 2 条

事業所は、身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととします
- （２）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

（第 2 部以上）